

船舶事故調査報告書

令和3年1月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

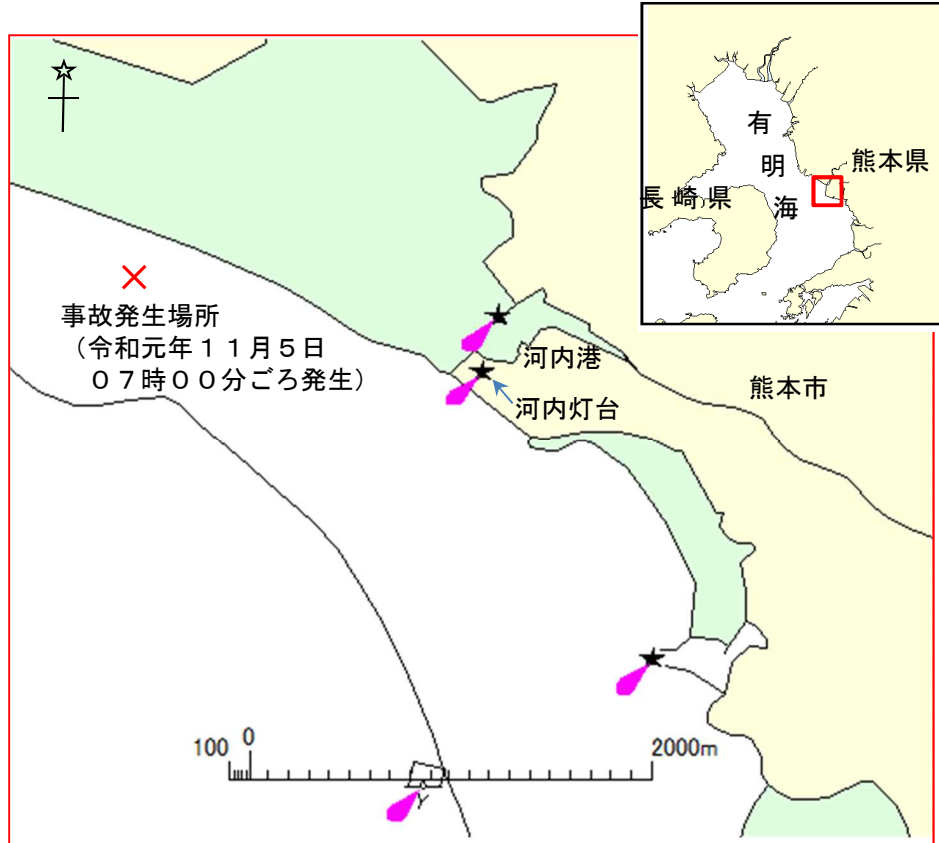
事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和元年11月5日 07時00分ごろ
発生場所	熊本県熊本市河内港西方沖 河内灯台から真方位284° 1,800m付近 (概位 北緯32° 50.0′ 東経130° 33.7′)
事故の概要	漁船朝光丸は、漁船第六朝光丸と共に養殖施設に係留中、漁船第三朝光丸は、作業船（船名なし）をえい航して右回頭中、第六朝光丸に移乗していた朝光丸の甲板員が第六朝光丸と作業船との間に左手小指を挟まれて負傷した。
事故調査の経過	令和元年12月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 朝光丸、6.6トン KM2-1365（漁船登録番号）、個人所有 12.64m (Lr) × 3.09m × 1.19m、FRP ディーゼル機関、421kW（動力漁船登録票による）、平成10年10月18日 B 漁船 第六朝光丸、0.9トン KM3-60996（漁船登録番号）、個人所有 4.37m (Lr) × 3.08m × 0.70m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、平成20年10月1日 C 漁船 第三朝光丸、1.3トン KM3-49947（漁船登録番号）、個人所有 7.70m (Lr) × 2.01m × 0.76m、FRP ガソリン機関（船外機）、60kW（動力漁船登録票による）、昭和58年10月18日 D 作業船（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約3.00m × 約1.50m × 約0.45m、FRP 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 46歳

	<p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年7月30日 免許証交付日 平成29年7月31日 (令和5年7月29日まで有効)</p> <p>甲板員A 男性 46歳</p> <p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年2月23日 免許証交付日 令和元年6月19日 (令和7年2月22日まで有効)</p> <p>C 船長C 男性 51歳</p> <p>二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年10月4日 免許証交付日 平成31年1月22日 (令和6年2月12日まで有効)</p>
死傷者等	重傷 1人(甲板員A)
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員Aほか1人が乗り組み、B船をえい航し、また、C船は、船長C及び甲板員(以下「甲板員C」という。)が乗り組み、D船をえい航し、のり網の展開作業を行う目的で、令和元年11月5日05時15分ごろ河内港を出港し、05時20分ごろ同港西方沖ののり養殖施設に到着して作業を開始した。</p> <p>船長Aは、07時少し前、A船の操舵室の操縦席で操船し、B船をえい航して次に作業を行う養殖施設(以下「本件施設」という。)に移動し、A船の船首を北に向けて本件施設の南東角部に係留した後、操縦席でA船の機関を停止した。</p> <p>甲板員A及びA船のもう1人の甲板員は、展開する網の整理を行う目的でB船に移乗した。</p> <p>C船は、船長Cが、右舷船尾部で船外機を操作し、D船をえい航して本件施設の南西角部に係留するつもりで、本件施設南方の水路を約3～4ノットの対地速力で西進していた。</p> <p>船長Cは、C船がB船の南方4～5m付近を通過しようとしていた頃、突然甲板員CからA船に朝食を届けたいのでA船に接舷して欲しい旨を依頼され、慌てて船外機を操作して右舵を取った。</p> <p>船長Cは、C船がB船に並んだ頃、D船がB船に接近するのが分かったが、どうすることもできずに航行を続けた。</p> <p>甲板員Aは、B船の船尾部に接近してくるD船を認め、D船が空船であったので衝突しないように押し返せると思い、B船船尾部で中腰になってD船の右舷外板を両手で押していたところ、予想外にD船に</p>

	<p>押され、07時00分ごろB船の左舷外板とD船の右舷外板との間に左手小指を挟まれた。</p> <p>船長Aは、機関を停止して間もなく、船尾方から異音がしたので振り返ったところ、左手を押さえてうずくまっている甲板員Aを認め、甲板員Aの負傷状況を確認した後、119番通報して救急車を要請した。</p> <p>甲板員Aは、A船により河内港に運ばれ、救急車で病院に搬送された後、左小指手指不全切断と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 B船及びD船の接近状況概略図、付図3 B船及びD船の接触状況概略図、写真1 A船、写真2 B船、写真3 C船、写真4 D船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aは、10月から翌年4月までののり養殖期間中に、また、船長Cは、地元ではえ縄漁に従事する傍ら、のり養殖繁忙期に、それぞれ作業員として4年前から船長Aに雇用されていた。</p> <p>C船は、D船の船首部外板に取り付けられた長さ約6mのロープ(化学繊維製、直径約10mm)を右舷船尾部のたつに掛け、D船をえい航していた。(図1参照)</p> <div data-bbox="619 1115 1145 1285" data-label="Diagram"> </div> <p>図1 C船のD船えい航状況</p> <p>船長Aは、ふだん、作業員に対し、船と船の間には手を入れないように注意をしていた。</p> <p>船長Cは、A船に向けて右舵を取る際、B船との距離を十分に隔て、大回りして航行すればよかったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、C あり</p> <p>A なし、C なし</p> <p>A なし、C なし</p> <p>C船は、本件施設南方の水路において、D船をえい航し、船長Cが本件施設に係留中のA船に向けてB船の至近で右舵を取って回頭中、D船がB船の船尾部に接近した際、B船船尾部にいた甲板員Aが、D船の右舷外板を両手で押していたことから、予想外にD船に押され、B船の左舷外板とD船の右舷外板との間に左手小指を挟まれて負傷したものと推定される。</p> <p>甲板員Aは、B船に接近するD船が空船であったことから、D船を</p>

	<p>両手で押し返せると思い、D船の右舷外板を押し込んだものと考えられる。</p> <p>船長Cは、C船がB船の南方を通過しようとしていた際、急に甲板員CからA船への接舷を依頼されたことから、B船の至近で右舵を取ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、C船が、本件施設南方の水路において、D船をえい航し、船長CがB船の至近で右舵を取って回頭中、D船がB船の船尾部に接近した際、B船船尾部にいた甲板員Aが、D船の右舷外板を両手で押していたため、D船に押されてB船の左舷外板とD船の右舷外板との間に左手小指を挟まれたことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自船に他船が接近して来た場合、船舶と船舶との間に手を挟まれないよう手で押そうとしないこと。 ・ 作業船をえい航しながら転舵する場合、周囲の船舶や施設との距離を十分に隔てること。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 B船及びD船の接近状況概略図



付図3 B船及びD船の接触状況概略図

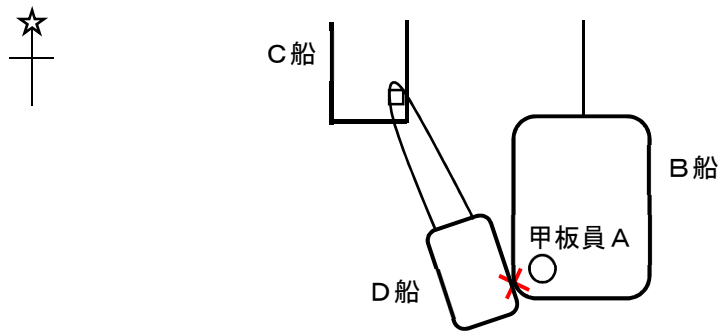


写真1 A船



写真2 B船



写真3 C船



写真4 D船

